

公 示

本大会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則・国際カート規則ならびにそれに準拠した国内競技規則・JAF 国内カート競技とその規則及び2018年度 SL メンバーズブック・特別規則書、更に本大会特別規則書・付則に従って開催される。なおYAMAHA CADETS OPEN / YAMAHA SUPER SS クラスは SL 規定を採用する為、「SL 認定クラス」とします。

第1章 大会開催に関する事項

第1条 競技会の名称

- ・2018 APG CUP

第2条 競技種目・区分

- ・1. 種目：スプリントレース
- ・2. 区分：1種競技車両（JAF 国内カート競技車両規則に定める車両）

第3条 競技の格式

- ・1. クローズド

YAMAHA CADETS OPEN / APG CADETS FRESHMAN / APG SS JUNIOR / APG SS / KT ENJOY / YAMAHA SUPER SS / PRD AVANTI / IAME REED JET

- ・2. 準国内

IAME X30

第4条 開催場所と日程

- ・開催場所：オートパラダイス御殿場

	YAMAHA CADETS OPEN	APG CADETS FRESHMAN	APG SS JUNIOR	APG SS	KT ENJOY	YAMAHA SUPER SS	PRD AVANTI	IAME REED JET	IAME X30
4/ 8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5/2 7	2	2	2	2	2	2	2	2	2
6/1 7	全日本カート選手権 西地域 第3戦								
7/2 9	3		3	3		3		3	3
	IAME X30 FESTIVAL								
9/3 0	4	3	4	4	3	4	3	4	4
1 2/ 2	5	4	5	5	4	5	4	5	5

※ ハイスピードコース：2018年1月1日～2018年7月29日まで。

※ テクニカルコース：2018年7月30日～2018年12月2日まで。

※ 7月29日はAPG CUP 第3戦とIAME X30 FESTIVALの合同開催の特別戦とします。

第5条 オーガナイザーの名称

- ・有限会社サンアイプロジェクト 代表取締役 安達 孝博
〒401-1308 静岡県駿東郡小山町大御神 922-8
TEL 0550 (88) 8246 / FAX 0550 (88) 8377

第6条 大会役員及び競技役員

- ・公式プログラムに記載

第7条 クレデンシャルの着用

- ・本大会に参加する全ての者は場内ではオーガナイザーが発行したクレデンシャルを付けなければならない。

第8条 大会の延期及び中止

- ・「JAF 国内カート競技規則カート競技会組織に関する規定」第1章 第6条に基づき、主催者は大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料金は全額返金される。ただし天災地変の場合はこの限りではなく、保険料は返金されない。なおエントリー及びドライバーはこれによって生じる損失について抗議する権限を保有しない。更に主催者は審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとする。又これに対する抗議は一切認められない。

第9条 公式通知の発行

- ・本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要事項は公式通知によって示される。公式通知は
- ※1 大会事務局により提出され、パドックの公式掲示板に掲示される。（掲示板は事務所前とする。）
- ※2 ドライバーズブリーフィングで告知する。
- ※3 緊急の場合は場内放送によって伝達される。
以上の方法によって参加者に通告される。

第2章 競技会参加に関する事項

第10条 参加定員

- ・参加受付台数は各クラス共60台までとし、台数を超えた場合は大会事務局で選択する。
ただし予選グリッドはハイスピードコース36台、テクニカルコース32台とする。各クラスエントリー締切時点で参加台数が5台未満の場合は当該クラス不成立とし、エントリー料金は全額返金される。ただしエントリー締切後の返金は一切されない。

第11条 参加資格

- ※1 エントラント：2018年度有効なJAFが発給したエントラントライセンス所持者であること。又は主催者が認めたエントラントであること。
- ※2 ドライバー：JAF及びSLOが発給した期限有効なカートドライバーライセンス所持者もしくはコースライセンス以上であること。
- ※3 クラスごとの：20歳未満のドライバーがエントリーする場合は、親権者または年齢制 保護者の出場承諾書を主催者に提出しなければならない。
- ※4 出場資格：後記「車両規則書」に掲載

YAMAHA CADETS OPEN	当該年度 小学2年生～	SL-カデット 又は SL-B
APG CADETS FRESHMAN	当該年度 小学1年生～	コースライセンス以上
APG SS JUNIOR	当該年度 小学5年生～中学生	JAA 国内 JrB 以上 又は SL-カデット 又は SL-B
APG SS	当該年度 中学生以上	SL-B 以上
KT ENJOY	当該年度 中学生以上	コースライセンス以上
YAMAHA SUPER SS	当該年度 30歳以上	SL-B 以上
PRD AVANTI	当該年度 18歳以上	JAF 国内 B 以上 又は SL-B 以上
IAME REED JET	当該年度 18歳以上	JAF 国内 B 以上 又は SL-B 以上
IAME X30	当該年度 13歳以上	JAF 国内 JrA 以上又は国際Cリスト リクテッド又は JAF 国内 B 以上

第12条 参加申込先及び受付期間

- ・参加申込受付期間は大会開催日1ヶ月前より大会開催1週間前(日曜日)までとする。
コース受付に直接持参または現金書留とし、締切日必着とする。大会開催日6日前以降の参加申込の場合は遅延金として¥2,200が参加料に加算される。
- ・FAX等による参加申込の場合は、締切日までに参加料の払い込みをすること。エントラントがまとめて参加申込をする場合は、所定の用紙にて行う。その際エントラントがまとめて参加料の支払いを当日受付までに済ませること。
- ・参加申込は参加料と保険料を添えて下記書類を必ず記入し提出しなければならない。

※1 参加申込書

参加申込先：オートパラダイス御殿場

〒410-1308 静岡県駿東郡小山町大御神 922-8

TEL 0550 (88) 8246 FAX 0550 (88) 8377

※2 競技会参加に関する誓約書：参加申込誓約書欄に署名・捺印のこと。

第13条 参加料及び保険料（ドライバー1名/メカニック1名分を含む）

¥10,000	¥13,000	¥15,000
APG CADETS FRESHMAN	YAMAHA CADETS OPEN	IAME X30
KT ENJOY	APG SS JUNIOR	
	APG SS	
	YAMAHA SUPER SS	
	PRD AVANTI	
	IAME REED JET	

第14条 保険料

- ・全ての参加ドライバー及びピットクルーは「JAF国内カート競技規則」第11章 第33条～34条に基づき、傷害保険に加入しなければならない。なおSL当該クラスに参加する全てのドライバーは「SLO安全協力会」に加入する事を義務付けるものとする。
(SLメンバーズブック参照)または練習時を含めて健康保険証を携帯すること。
メカニック追加登録保険料は1名につき¥1,100とする。

第15条 参加受理と参加拒否

- ・参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通達される。参加拒否された申込者に対しては参加料は返還されるが、事務処理経費として¥2,000を差し引く、又は参加を受理された後に参加を取り消す場合、参加料は返還されない。

第3章 エンジン 及び カートに関する事項

第16条 参加車両

- ・本特別規則書の技術規定に準拠していること。

第17条 共通規定

- ・競技に使用するシャーシー、エンジン、及びタイヤは車両申告書に登録済みのものとし、シャーシー1台・エンジン1基・タイヤ/ドライ・ウェット各1セットのみとする。

※カート

- 1) 本規則エンジンに関する事項で規定する当該エンジンを搭載し「2018年JAF国内カート競技車両規則」第2章に合致する第1種車両で、かつ以下の条件を満たすこと。
- 2) 「JAF国内カート競技車両規則」第9条に合致するサイドボックス・フロントパネル・フロントフェアリングを必要とする。
- 3) バンパーは前後とも必備とし、その取付方法については「2018年JAF国内カート競技車両規則」第2章第7条に従う。
- 4) チェーンガードは必備とし、その取付方法については「2018年JAF国内カート競技車両規則」第2章第12条に従う。
- 5) 排気装置については「2018年JAF国内カート競技車両規則」第2章第22条に従う。
- 6) 車両登録申込書には、シャーシー番号・エンジン番号・タイヤ種類を記入する事。
※車両申告書に基づき、車両検査に合格したもののみが競技に参加できる。
- 7) 各クラスのドライ・ウェットタイヤは1セットとし、グルーピング(加工)は禁止とする。公式車検時に登録したものに限る。(1大会1セットとする。)ただし不慮のトラブルの場合は技術委員長の承認のもと、車検場において不良のホイール・タイヤを持参し、中古品(同等以下)1本のみ交換が認められる。更に交換したタイヤに問題がある場合、審査委員長と技術委員長が認めた場合のみ交換が認められる。
- 8) タイヤには主催者が指定したゼッケン番号をドライバーが公式車検までにタイヤの内に記入して受ける事。
- 9) タイヤに使用するエアールとして窒素ガスを使用することは認められない。
- 10) 公式車検時に登録したタイヤは、公式練習より使用する事。
(IAME X30クラスは2018年 地方カート選手権 統一規則 FS-125 部門に準ずる。)
- 11) タイヤ位置については、ドライ・ウェット問わず前後輪ともカウル外装品とリアプロテクションの一番外側から1mm以上、外に出ている事とします。
(YAMAHA CADETS OPEN / APG CADETS FRESHMAN クラスは対象外とする。)

※封印

- 1) シリンダーヘッド・シリンダーヘッドナットには車検の際、封印の為の穴をそれぞれ1つ施さなければならない。
- 2) 封印(マーキング)が外れそうな状態になった場合は、事前に技術委員長に申し出る事。封印(マーキング)に関する故意の違反があった場合には当該競技会は失格とする。

※最低重量

- 1) 各クラスの最低重量は下記の通りとする。
- 2) 「JAF国内カート競技規則」第2章第6条(4)に基づき、最低重量を満たす為、バラストを積む必要がある場合は全て固形材料を用いて、ボルト・ナット(2本以上推奨)で堅固に取り付けなければならない。

※ゼッケンナンバー

- 1) 「JAF国内カート競技車両規則」第2章第28条に従った競技ナンバーを前後及びサイドボックス両側面に取付、大会事務局から配布したものをを使用すること。
- 2) 競技ナンバーは各クラス共、指定の範囲以内の中から希望ゼッケンを選択できる。(1~99番まで)ただし希望ゼッケンが重複した場合は先着順とします。
- 3) 各クラス共、下地については各自で用意すること。

クラス	最低重量	ゼッケン下地	ゼッケン文字
YAMAHA CADETS OPEN	110Kg	白	黒
APG CADETS FRSHMAN	110Kg	緑	白
APG SS JUNIOR	138Kg	黄	黒
APG SS	145Kg	赤	白
KT ENJOY	150Kg	緑	白
YAMAHA SUPER SS	150Kg	黄	黒
PRD AVANTI	155Kg	緑	白
IAME REED JET	150Kg	黄	黒
IAME X30	155Kg	白	黒

※インレットサイレンサー

- 1) CIK/FIA 公認(登録)の吸気消音器(改造禁止)を付けることが義務付けられている。吸入口径は各インレットサイレンサーのCIK公認書等に表記される。
04サイレンサーには付属のフィルターを内蔵する事を義務づける。
*~03 インレットサイレンサー 吸入口径は22φmmとする。
*~04 インレットサイレンサー 吸入口径は23φmmとする。
*KTエンジンについてはSL規定とする。

※ボディーワーク

「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 7 条及び第 9 条に従った CIK/FIA 公認 (2003-2008、2006-2011、2009-2014、2012-2017) サイドボックス・フロントフェアリング・フロントパネル・リアプロテクションはステー等の公認部品を含み必備とする。なお異なる銘柄又は構成部品による 3 つのボディーワークによる組み合わせが認められる。ただし 2 つのサイドボックスはセットで共に使用する事。

※ブレーキ

- 1) 全クラスにおいて、ブレーキペダルからマスターシリンダーには有効な補助ワイヤー等を取付ける事を推奨します。
- 2) ブレーキダクトの装着はシャーシーのブレーキ側に 1 本のみとし、ダクトに使用できる材質は柔軟で割れにくいプラスチック素材、又はアルミ製で方向が変えられるジャバラ状の筒である事。それ以外については技術委員長の判断とする。

※エンジン

- 1) 「JAF 国内カート競技車両規則」第 1 章及び第 3 章の規定に基づき CIK/FIA (FMK)又は JAF によって公認された単気筒の 2 サイクルエンジンとリブレ車両で、いかなる方式であっても全てのパワーバルブは禁止される。(車両規則書に準ずる事。)

※ラジエター

- 1) 「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 20 条 3 項に準ずる。温度を調整する為にラジエターにテープを貼ることは認めるが、走行中に取り外すことは禁止とし、テープは 1 周以上巻いた物を有効とする。なおシャッターカバーの取付は認めるが、危険な構造であってはならず、頑固に固定されていなければならない。
- 2) 冷却水は水のみとし、不凍液やそれに相当する液体の使用は禁止する。

※ホイール

- 1) 「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 26 条 2 項 (ビートの固定) に基づき、全てのカート競技ではホイールはリムの外側に 3 本以上のペグで固定した何らかの形のビートを備えることが推奨される。

※シートストッパーワッシャー (リーンホースプレート)

- 1) 「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 1 条に基づき、全てのシートはシャーシーの支柱との取付点に金属やナイロン製の補強材の備え付けを必備とする。

※燃料

- 1) ガソリン
 - ・「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 25 条に従った通常ガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなければならない。
 - ・オーガナイザーはガソリンの銘柄及び供給方法を指定する場合がある。

2) エンジンオイル

- ・通常市販されている物のみとし、それ以外の添加物の使用は一切認められない。
- ・オーガナイザーは、エンジンオイルの銘柄及び供給方法を指定する場合がある。
 - ※ガソリン及びエンジンオイルについては予告なしに抜き打ち検査 (タンク内の燃料を採取する等) を行う場合がある。この場合エントラントは必ずその指示に従わなければならない。
 - ※疑わしいものは検査の対象となり、不正が認められた場合、検査料は本人負担とする。また当該ドライバーに対し、獲得ポイントは剥奪され 6 カ月以上の出場停止のペナルティが課せられる。又エントラントに対しても同等とする。

※プラグ

- 1) スパークプラグは加工禁止とし、市販状態とする。シリンダーヘッド燃焼部分の上部よりプラグのネジ部分が出ていることは認められない。(座金を取り外したものは改造とみなし失格とする。)

※キャッチタンク

- 1) 走行中に燃料タンクから燃料漏れを防止するために有効な装置を必備とする。ただし燃料漏れ防止装置がタンクキャップ等に装備されていることが仕様書等によって証明された場合はそれを有効な装置とみなす。

※発信器

- 1) データロガー用発信器は、指定された場所以外への設置は認められない。設置場所については最終コーナー側からコントロールタワー前までのピットフラットコンクリートウォール上とし、これ以外に設置した場合は主催者によって全て撤去される。
- 2) テレメタリーシステムは禁止とする。

※車載カメラ

- 1) 車載カメラの取付については大会事務局の許可を得て、指定の書面にて提出すること。直レースの結果に対する抗議については、車載カメラの映像は採用されないものとする。

第 18 条 公式車検

- ・「JAF 国内カート競技規則・付則、カート競技会参加に関する規定」第 3 章 第 12 条に基づき車両検査が行われる。
- ・車両検査の日時及び場所はプログラムまたは公式通知によって知らされる。
- ・ドライバーは車両検査に立ち会わなければならない。その際装備に関しても「JAF 国内カート競技規則 競技会参加に関する規定」第 3 章 第 11 条を適用する。又車両検査時において技術委員の検査を受けるものとする。

- ・公式車検時、本大会に使用するタイヤ（ドライ）を持参しマーキングを受ける事。マーキング無きタイヤの使用は禁止とする。
- ・規則に不適合な部分がありながらも技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなくレース中にそれに関する疑問が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
- ・レーシングスーツは皮製または CIK/FIA (FMK)公認又は JAF 公認のものを推奨する。
（格式：準国内のクラスは CIK/FIA (FMK)公認又は JAF 公認のものに限る）
- ・「JAF 国内カート競技規則 競技会運営に関する規定」第 8 章 第 30・31 条に基づき、計量ならびに再車検が行われる。
- ・各ヒート終了時には「JAF 国内カート競技規則」に定める必備の部品が備わっているものとする。

第 19 条 音量規制

- ・音量規制については「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 23 条に基づくものとし、タイムトライアル時 78 d B (A)+3 d B(B)を超えるものについては、タイムトライアルのみタイムに下記の時間を加算し、各ヒートへのペナルティは課さない。

音 量	加算時間
81.5 d B 以上 82 d B 未満	0.25 秒
82 d B 以上 82.5 d B 未満	0.5 秒
82.5 d B 以上 83 d B 未満	1 秒
83 d B 以上 83.5 d B 未満	2 秒
83.5 d B 以上 84 d B 未満	4 秒

84 d B を含み 84 d B を超えるドライバーはレース除外される。

第 20 条 自動計測装置

- ・参加者は車両検査までに車両に自動計測装置を取り付けなければならない。
- ・取付を拒否した場合は、当該車両及びドライバーの出走は認められない。
- ・自動計測装置の取付位置はフレームから伸びるシートステー、ブレーキ側に路面から 20 c m 以内に垂直に取り付ける事とする。
- ・貸し出しが行われた際、理由の如何を問わず万一破損・紛失した場合は一個につき ¥33,000 が主催者側より請求される。
- ・自動計測装置の配布は選手受付時に行い、返却についてはレース終了後 1 時間以内とさせていただきます。

第 3 章 競技に関する事項

第 21 条 ブリーフィング

- ・参加全ドライバーはブリーフィングに出席しなければならない、欠席したドライバーはペナルティの対象となる。（始末書）

※進行上の注意

- 1) 公式練習から決勝まで「31～32」パドックより入り、ダミーグリットからスタートする。
- 2) チェッカーを受けたドライバーはコース北側「D」ゲートよりコースアウトし車検場に向かうものとする。

第 22 条 公式練習（全クラス 8 分間）

- ・「JAF 国内カート競技規則・カート競技会運営に関する規定」第 6 章 第 23, 24 条に基づき公式練習を行う。なお主催者より配布された自動計測装置を公式練習より取付けて走行する事を義務づけるものとする。
- ・ピットアウトし、スタートラインを通過する前にコース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認める。
- ・公式練習は「31～32」パドックより入り、ダミーグリット上に整列する。出走順については特に定めのないものとする。
- ・公式車検時に「APG」を捺印されたタイヤを公式練習から使用すること。ただし（IAME X30 クラスについては 2018 年地方カート選手権 統一規則 FS-125 に準ずる。）
- ・ダミーグリットよりエンジン押し掛け可能な場所はピットレーン出口のレッドラインまでとする。押し掛け時、補助要員がコースに入った場合はペナルティの対象となる場合があります。

第 23 条 タイムトライアル（全クラス 6 分間計測）

- ・全てのクラスにおいて参加ドライバーは、タイムトライアルに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しないドライバーはタイムトライアル失格とし、予選ヒートは最後尾スタートとなる。
- ・各クラスの参加台数が、各コースのフルグリット台数を超えない限り同時にタイムトライアルを行う。
- ・各クラスの参加台数がフルグリットを超えた場合、ブリーフィングの際抽選によって A 組 B 組に分けられタイムトライアルを行う。スタート順については A 組より行うものとする。（公式通知にて発表する。）
- ・時間内であればドライバーは自由にコースインでき、途中で停止しても再トライする事ができるが、ピットインしたカートは速やかにパークフェルメに進むものとし再出

走は認められない。

- ・計測は原則 6 分間としスタートラインを通過したカートに対して全ラップ計測しベストタイム方式とする。(天候・季節による日没等、時間を短縮する場合があります。)
- ・記録したベストタイムが同タイムの場合は、当該ドライバーが記録したセカンドタイムを採用する。更に同タイムとなった場合もこれに準ずる。(サードラップタイム以降のタイム。)
- ・タイムトライアルが何らかの理由で中断された場合、残り時間を再開しますが、必要に応じて大会審査委員会が再タイムトライアル時間を設定する事ができる。
 - ※ケース A: タイムトライアルでグループ分けが無かった場合、各ドライバーが記録したベストタイム順とする。
 - ※ケース B: タイムトライアルで 2 グループ分けがあり、一方の組のベストタイムと別の組のタイムの差が 102%を超えない場合、出走したグループに関わらず、各ドライバーが記録したベストタイム順とする。
 - ※ケース C: タイムトライアルで 2 グループ分けがあり、一方の組のベストタイムと別の組のベストタイムの差が 102%を超えた場合、1 位は第 1 組の最速タイム(総合ベストタイム)とし、2 位は第 2 組の最速タイム、3 位は第 1 組で 2 番目に速いタイム、4 位は第 2 組で 2 番目に速いタイム、5 位は第 1 組で 3 番目に速いタイム、以下同様に決定される。
- ・タイム計測が出来なかった車両については最後尾スタートとするものとし、複数台いる場合はゼッケン順に配列される。
- ・タイムトライアルは「31～32」パドックより入り、ダミーグリット上に整列する。出走順については特に定めのないものとする。

第 2 4 条 レース方式

- ・競技は予選ヒートと決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。

第 2 5 条 予選ヒート

- ・予選ヒートのグリットはタイムトライアルの方式(ケース A~C)によって決定される。
- ・予選ヒートの周回数は全クラス 10 周とする。
- ・参加台数が各コースのフルグリッド台数を超えた場合、A 組 B 組 2 つ分けて予選を行い、それぞれのグループ上位 14 台が予選ヒート通過となります。それ以下の順位に関してか、セカンドチャンスヒートに移行され、セカンドチャンスヒート上位 6 台が決勝へ進みます。それ以外のドライバーは予選落ちとなります。
 - *その他の方式を用いる場合は 2018 年全日本カート選手権統一規則に準ずる。
- ・天候・日没時間等により変更する事もある。(公式通知にて発表。)

- ・予選ヒートは「31～32」パドックより入り、ダミーグリット上に整列する。出走順はタイムトライアルの結果とする。

第 2 6 条 セカンドチャンスヒート

- ・セカンドチャンスヒートのグリット順はタイムトライアルで総合最速タイムを出したグループをイン側とします。
- ・セカンドチャンスヒートの周回数は 7 周もしくは 10 分間以内とする。

第 2 7 条 決勝ヒート

- ・決勝ヒートグリットポジションは予選ヒートを通過した成績によって決定される。又セカンドチャンスヒートで決勝出場を得た者は、当該ヒートの順位に従い後方の位置を占めるものとする。
- ・天候・日没時間等により変更することもあります。(公式通知にて発表)
- ・決勝ヒートは「31～32」パドックより入り、ダミーグリット上に整列する。出走順は予選の結果とする。
- ・決勝ヒートの周回数は下記の通りとする。なお天候や日没時間により変更する事があります。(公式通知にて発表)

1 2 周	1 4 周	1 6 周
YAMAHA CADETS OPEN	APG SS JUNIOR	APG SS
APG CADETS FRESHMAN	KT ENJOY	IAME X30
	YAMAHA SUPER SS	
	PRD AVANTI	
	IAME REED JET	

第 2 8 条 スタート

- ・スタートは「JAF 国内カート競技規則カート競技運営に関する規定」第 7 章 第 28 条 2 項に基づきローリングスタートが採用される。
- ・スタートの合図はシグナル(信号機)によって行われる。
- ・スタートが合図される前に約 1 周のフォーメーションラップを行う。フォーメーションラップ中のドライバーは 2 列の隊列で低速走行し、スタートラインへ向かう。スタートライン手前に引かれたイエローラインを越えるまでは加速してはならない。
- ・ハイスピードコース及びテクニカルコース共に第 1 コーナーより通常通り走行し、最終コーナーを抜けスタートラインに向かう。

- ・カートがスタートラインに接近する段階で赤信号を点灯提示し、スタート前の最終的な隊列を形成させる為、イエローライン手前中央に2本の白線（誘導線）を引き、線を踏まないように2列に左右に分かれてスタートラインに向かうものとする。
- ・スタートが合図される前の車線変更は禁止とし、2本の白線（誘導線）を踏むまたは跨ぐ行為はペナルティの対象とする。
- ・競技長はフォーメーションラップが整いイエローライン前に加速しないと判断した場合、赤信号を消灯してスタートの合図を行う。フォーメーションラップ中イエローライン手前で加速に問題があった場合、ミススタート旗がスタートポストと2コーナー手前ポストで提示され競技長はフォーメーションラップを更に1周行われることを合図する為、赤信号を点灯し続ける。なおドライバーは隊列が乱れた場合は元のローリング時のポジションに戻るものとする。

※隊列復帰禁止区間

- 1) ハイスピードコース：8コーナー手前の両側に配置されたパイロン（白線）からスタートラインまでは隊列復帰禁止区間とする。
- 2) テクニカルコース：7コーナー手前に両側に配置されたパイロン（白線）からスタートラインまでは隊列復帰禁止区間とする。

これを違反した者はペナルティの対象となる。

- ・フォーメーションラップ中に隊列を乱す者がいた場合は白黒旗が提示される。フロントローがこれを繰り返した場合、赤旗でフォーメーションラップを中断し、違反したドライバーは最後尾スタートとし、再スタートとする。
- ・フォーメーションラップ中、隊列から遅れた者が隊列の前に出て待つような行為をした場合、ペナルティの対象となる。
- ・フォーメーションラップ中に隊列から大きく遅れを取った者や、ビットインした者、ヒーティングをし、スピンの他の者の走行を妨害した者には競技長より指示（白下地に赤×ボード）された者は最後尾に付かなければならない。
(※最後尾とは：出走台数が20台の場合21番グリットに着くものとする。)
- ・フォーメーションラップ中にコースをショートカットする事は禁止とする。
- ・フォーメーションラップ中にポール又は、セカンドのカートが停止又は遅れてもローリングは続行される。その際は先頭にいる者にローリングのペースを保つ義務が生じる。
- ・スタート後、先頭のカートが1周するまでにスタートラインを越えられないカートはそのヒートを出走する事はできない。
- ・フォーメーションラップ中の白黒旗とヒート中の白黒旗は合算されないものとする。
- ・審査委員会は不正スタートしたドライバーに対してペナルティを課すことができる。

第29条 レース中断

- ・「JAF 国内カート競技規則 カート競技運営に関する規定」第9章 第35条 「レース中断」に従う。
- ・赤旗提示の場合ドライバーは直ちにレースを中断し、オフィシャルの指示に従いつても停止できる体制で1コーナー手前で徐行して停止する。その場合センターを開けて危険を回避する事を務める。
- ・赤旗提示の場合、競技長の指示があるまでメカニックはグリッド上への立ち入りおよび車両整備を行ってはならない。
- ・グリッド上での作業はプラグ交換のみとし、燃料補給およびケミカル類の使用は禁止とする。(状況によって異なる場合は、競技長の判断によるものとする。)

第30条 レースの終了及び順位の決定

- ・レース順位1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内にカートが自力で同ラインを通過した者はそのラップが加算される。完走者となる為には規定周回数の1/2以上を完了していなければならない。
- ・レース順位は下記の順序により周回数の多い順に決定される。
 - 1) チェッカーを受けた完走者(規定周回数の1/2以上を完了しチェッカーを受けた者。)
 - 2) チェッカーを受けない完走者(規定周回数の1/2は周回したがチェッカーを受けなかった者。)
- 1) 不完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の1/2以上完走していない者)
- 2) 同一周回数の場合はその周回を先に完了(コントロールラインを通過)した者を優先とする。

第31条 車両保管及び再車検

- ・「カート競技会運営に関する規定」第8章 第30、31、32条に基づきレース終了後、「D」ゲート奥に特設された車検場にて再車検が行われる。
- ・技術委員長はスタートした全ての車両に対して検査を行う権限を持ち、検査を受けない者は失格とする。
- ・車両保管の時間は各クラス決勝ヒート終了後30分以上とし所定の場所で行われる。
- ・技術委員長より検査の指示があった場合エントラントもしくは登録されたメカニックが責任を持って車両の分解及び組み立てを行わなければならない。ただし関係役員、エントラント及びドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。
- ・車両保管終了後、エントラントは車両を速やかに引き上げなければならない。
- ・以上の項目に対する違反は競技長によって警告され大会審査委員会によりペナルティが課せられる場合がある。

第32条 その他、競技に関する事項

- ・信号機は「カート競技会運営に関する規定」第3章に従うものとする。
- ・各ヒート中（フォーメーションラップを含む）コース上で停止をした場合は、他を妨害することなく後続車両通過後、安全な位置に移動しコース委員の指示があり次第自力でエンジンを再発進できる場合のみ競技に復帰できるものとする。
- ・レース中はコースを外れショートカットすることは認められず、当該行為はショートとみなされペナルティの対象となる。
- ・競技中リタイヤしたドライバーは自分の車両を速やかに安全な位置に移動し、そのヒートが終了するまでは「カート競技会運営に関する規定」第3章 第11条に規定する装備一式を着用していなければならない。
- ・コースアウトに対するペナルティは競技長の判断による。
- ・競技長が反則又は妨害行為と判断したものについてはペナルティが課せられる。更にその行為が2回以上におよぶ場合は失格とする。
- ・ドライバーのサインは以下の通りとし、これを怠った者はペナルティが課せられる場合がある。
 - 1) ピットイン・ピットアウトのサインは片手を高く上げる。
 - 2) スローダウンするドライバーは片手を高く上げる。
 - 3) コース上で停止した場合のサインは両手又は、片手を頭より高く上げる。
 - 4) フォーメーションラップ中、コース委員長長の指示により更にもう1周追加された場合のサインは片手を頭より高く上げ、後続車両に合図すること。
 - 5) ミス・スタート旗が提示された場合のサインは片手を高く上げ、スピードダウンをし、元のローリングスタート時のポジションに戻るものとする。
 - 6) 工具を用いた修理等は指定されたエリア（ピットおよびパドック）以外は一切禁止とする。
 - 7) エンジンの暖気については指定されたエリア以外では一切禁止とされ、違反した者はペナルティを受ける場合がある。ただしエンジンが始動するかの確認程度の作業は除外される。
 - 8) 消火器の携帯については各エントラント及びドランバーは下記に示す消火器を1本以上備える事を推奨する。なおパドック及びピットは火気厳禁に努めるものとする。
 - ※種類：ABC 粉末タイプ
 - ※大きさ：4型（内容量 1.2Kg）以上
 - 9) コースでの外部スターターの使用は禁止とする。
 - 10) エンジンの暖気場所は
 - ※パドック南側 A ゲート付近
 - ※パドック北側 C ゲート付近

第5章 ピットに関する事項

第33条 ピット要員

- ・「カート競技会参加に関する規定」第3章 第18条に基づきピット要員の行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するがレース中における場合はドライバーに直接統轄の責任があるものとする。
- ・ピット要員は大会事務局により指定されたクレデンシャルを着用しなければならない、ピット要員による規則の違反は当該ドライバーに対して黒旗を指示する場合もある。

第34条 ピットイン・ピットアウト

- ・ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずピットストップし、エンジンを停止しなければならない。ピットアウトする際は、エンジン押しがけ可能な場所はピットレーン出口のレッドラインまでとする。押しがけ中、補助要員がコースに出た場合ペナルティを受ける場合がある。

第35条 ピット作業エリア

- ・ピット作業エリアは事務所横「B」ゲートから「29～30」のパドック前のピットロードとする。
- ・ピット内においてエンジンをかける事は一切禁止とする。
- ・ピット内は火気厳禁とする。
- ・燃料の容器は20ℓ以内の消防法に適応した金属製の携帯缶でなければならない物とする。

第6章 ペナルティに関する事項

第36条 ペナルティ

・ペナルティは次の6種類があり、適用についてはAPG特別規則書ならびにAPGペナルティ表に基づくものとする。

※1、警告：その必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。

※2、罰金：成績に対するペナルティまでに至らない程度の違反に適用される。

※3、タイムペナルティ：失格に至らない違反に適用される。

※4、ポイントペナルティ：失格に至らない違反に対し予選ヒート及び決勝ヒートに適用される。

※5、ラップペナルティ：失格に至らない違反に適用される。

※6、失格：下記の反則行為に対して適用される。

- 1) 規則に反して、又は不当に得たアドバンテージ。
- 2) 故意に自己又は他人の安全を省みることなく行う危険行為。
- 3) 与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した場合。
- 4) 与えられたフラッグサインを無視した場合。

・レース中の反則行為は、ドライバーを停止させることなくペナルティを課す場合がある。

・大会期間中の違反に対するペナルティは、競技長が大会審査委員会に諮って同委員によって決定される。

・大会審査委員は状況に応じてペナルティを軽減したり強化したりすることができる。

※ペナルティの例

- 1) エントリーの遅れ：延滞賠償（事務局手数料）。
- 2) 当日受付確認の遅れ（オーガナイザーが認めた場合、ただし公式練習まで）：
延滞賠償（事務局手数料）。
- 3) 車検の遅れ（オーガナイザーが認めた場合、ただし公式練習まで）：
延滞賠償（事務局手数料）。
- 4) ドランバーズブリーフィングの欠席又は遅刻の場合：罰金又は罰則。
- 5) 重量違反：当該タイムトライアル及び当該ヒート失格。
- 6) 燃料違反：レース失格。
- 7) 服装違反：警告又はポイントペナルティ。（着順より3順位下のポイント。）
- 8) 各ヒート終了時に「JAF国内カート競技車両規則」に定める必備の部品の欠落した場合。（後方のナンバープレートを除く）：当該ヒート失格。
- 9) 公式練習に参加しなかった場合：レース失格。
- 10) フォーメーションラップ中の指定区間での追い越し、及び割り込み違反：
当該ヒート失格。

- 1 1) フォーメーションラップ中に隊列を乱した場合（警告旗の後）：
着順から3順位下のポイント、同行為をフロントローが繰り返した場合は最後尾とする。
- 1 2) スタート時のフライング（警告旗の後）：1周減算。
- 1 3) プッシング・極度のブロッキング（警告旗の後）：
着順から3順位上のポイント。同行為が著しい場合、当該ヒート失格。
- 1 4) ショートカットとなるコースアウト：1周減算。
- 1 5) 黄旗時の追い抜き（公式練習・タイムトライアル）：タイムトライアルの結果に2秒加算。
（予選ヒート・決勝ヒート）：1周減算。
- 1 6) 黒旗の無視：レース失格。
- 1 7) オレンジディスクのある黒旗無視：当該ヒート失格。
- 1 8) レース中のコース内での他者への援助（メカニックも含む）：
（公式練習）：タイムトライアルの結果に2秒加算。
（タイムトライアル・予選ヒート・決勝ヒート）：
当該ヒート失格。
- 1 9) 工具携帯走行：レース失格。
- 2 0) ビットロード徐行違反：警告、同行為を繰り返した場合、当該ヒート失格。
- 2 1) 指定エリア（ピット・パドック）以外で作業をした場合。
警告、同行為を繰り返した場合、当該ヒート失格。
- 2 2) ビット要員のオフィシャル指示に対する違反：
警告、暴力行為があった場合レース失格。
- 2 3) エンジン始動、作業違反：警告又は相互の罰則。
- 2 4) コース上に停止しコース委員の指示に従わなかった場合、又は後続車両通過前に再スタートした場合：警告、同行為により他の事故を誘発した場合：
1周減算又は失格。

※これらを含み、その他のペナルティについては特別規則書並びにAPGペナルティ表を参照し公式通知等にて通知もしくは競技長によって警告され、審査委員会により課せられる。

第7章 抗議に関する事項

第37条 抗議の提出

- ・「JAF 国内カート競技規則」第13章 第40条に基づき書面をもって抗議料を添付の上、正式に登録されたエントラントより競技長に提出するものとする。
- ・「国内競技規則」10-20に従ってなされた審判員の判定、計時装置及び音量測定装置により課せられたタイムペナルティに対する抗議は認められない。
- ・提出された抗議により再車検等を実施し、その抗議が成立した場合には再車検等に要した費用ならびに組み立て費用は非抗議者であるエントラント及びドライバーの負担とし、これと反対に当該車両等が規則通りのものであることが判明した場合は抗議提出者がそれらの費用を負担しなければならず、費用の算定については技術委員長に委ねられる。

第38条 抗議提出の制限時間及び抗議料

- ・技術委員又は車両検査委員の決定に対する抗議は、**決定直後**とする。
- ・競技中の過失又は反則に対する抗議はその**競技終了後30分以内**とする。
- ・競技の成績に関する抗議は、**暫定結果終了後30分以内**とする。
- ・抗議料は準国内格式以下は¥21,600（税込）とする。

第8章 成績及び章典に関する事項

第39条 成績の決定及び賞典

- ・決勝ヒートの結果により決定される。
- ・賞典はドライバーに対して行われる。
- ・内容は下記のように定める。
 - ※優勝～第3位：トロフィー / 副賞
 - ※第4位～第6位：副賞
- ・ポイントは下記の通りとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

以降は0ポイントとする。

第40条 得点基準

- ・シリーズ戦、獲得ポイントは上記に示すものを適用する。
- ・本大会のドライバーに与えられる得点は、決勝ヒートの完走者のみとし、不完走者、失格者及び不出走者には与えられないものとする。
- ・**最終戦のポイントは1.25倍のポイントが与えられる。**
 - ※シリーズ戦
 - ・YAMAHA CADETS OPEN / APG SS JUNIOR / APG SS
YAMAHA SUPER SS / IAME REED JET / IAME X30
※全5戦中4戦有効ポイント（最小ポイントを除く）とする。
 - ・PRD AVANTI
※全4戦中4戦（全戦）有効ポイントとする。

第41条 本大会年間優勝者の認定

- ・「日本カート選手権規定」第1章 第7条に基づき、シリーズ戦の合計ポイントが最も多い者を年間優勝者とする。
- ・複数のドライバーが同ポイントの場合、各ドライバーが得た上位入賞回数が多い順（1位の数・2位の数・3位の数以下これに準ずる。）に決定される。なお順位も入賞回数も同一の場合は、最終戦の決勝ヒートの順位において上位順位を得た者を上位とする。

第9章 広告に関する事項

第42条 広告

- ・ナンバープレートに広告を表示する事は認めない。その他の広告について、オーガナイザーは次のものに関して抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することができない。
※公序良俗に反するもの。
※政治・宗教に関連するもの。
※本大会と関連するスポンサーと競合するもの。

第10章 その他の事項

第43条 エントラント及びドライバーの遵守事項

- ・エントラントは自己の参加に関わる全ての者に全ての法規及び規則を遵守させる責任を有する。
- ・エントラント、ドライバー及びピットクルーは本統一規則書の元で開催される競技中に生じた事態についてコース所有者、大会主催者及び大会役員に対していかなる責任も追及しないものとする。
- ・エントラント、ドライバー及びピットクルーはスポーツマンらしくからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為を取った場合、当該競技会失格とする。
- ・エントラント、ドライバー及びピットクルーの肖像権及びその参加車両の音声、写真、映像など報道要員の放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可する事ができる。

第44条 誓約書の署名

- ・エントラント、ドライバー及びピットクルーは参加申込書に記載された誓約書に、署名・捺印をしなければならない。

第45条 本規則の解釈

- ・本規則ならびに競技の細則に関する解釈に疑問が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものとみなす。

第11章 競技車両規則

第46条 クラス別車両規則

- ・エンジンは「2018年 JAF 国内カート競技車両規則」に合致するもので、下記の詳細を満たしていなければならない。下記で言う改造とは、切断・付加等の改造及び市販状態での装着部分からの変更をいう。エンジン構造パーツの取り扱い方法はメーカー出荷時の状態でなければならない。
※1 基登録エンジン変更（交換）について
- ・登録済みエンジンが故障・破損した場合には、技術委員長立ち会い確認のもと、一回のみ変更（交換）をすることができる。なお変更（交換）の申請は各ヒートのスタート20分前とし、競技会事務局に提出すること。
- ・変更（交換）後の各ヒートのグリッドポジションは最後尾とする。（複数台の場合は最も遅く申告した者を最後尾とする。）
- ・再登録料：¥2,200（税込）とする。

第47条 YAMAHA CADETS OPEN / APG CADETS FRESHMAN クラス

- ・格式：クローズド
※2018年度 SL 規定に準ずる。
- ・参加資格：YAMAHA CADETS OPENN / 小学2年生以上（当該年度）
SL-カデット及び SL-B
APG CADETS FRESHMAN / 小学1年生以上（当該年度）
コースライセンス以上
- ・最低重量：110 kg
- ・エンジン：YAMAHA 製 KT100SEC 限定（一切の改造禁止、市販状態とする。）
- ・エンジン型式：7YA / 7YB / 7YD / 7YE / 7YF / 7YG / 7YT / 7YU 型とする。
- ・キャブレター：WB3A / WB21 / WB33 とする。（一切の純正部品以外への改造・変更は禁止とする。）
- ・マニホールド：7YA13585-00 とする。
- ・ジョイントキャブレター
* 黒色:7YU-13586-09 の 14.5φmm（公差±0mm以下）テーパージョイント装着。
- ・ジョイントエアクリーナー：7YF-14453-03 を装着すること。
- ・吸気消音器：純正品か CAK/FIA 公認実績があるものを装着。吸気口の1つの穴径 23φmm以下。エアフィルターが内蔵している物はそれを装着。（改造・加工等禁止とする。）
- ・タイヤ：YOKOHAMA (YH)製 ドライ SL-J (ADJ) / ウェット SL-03

- ・ホイール：ドライホイール F 130 mm以下・R 150 mm以下（公差+1 mm以下）とする。
ウェットホイール F 130 mm以下・R 180 mm以下（公差+1 mm以下）とする。
- ・参加する小学生ドライバーはネックガードとリッププロテクターの着用は必備とする。
※APG CADETS FRESHMAN クラスは「SL 全国大会」からは除外される。
※APG CADETS FRESHMAN クラスの参加台数が少ない場合は、YAMAHA CADETS OPEN クラスと混走する場合があります。その際は賞典は別とする。

第 48 条 APG SS JUNIOR クラス

- ※2018 年度 JAF ジュニアカート選手権車両規定に準ずる。
- ・格式：クローズド
- ・参加資格：小学 5 年生～中学生まで。
（当該年度 11 歳以上/SL-カデット又は SL-B 以上、JAF 国内 Jr B 以上）
- ・最低重量：138 kg
- ・エンジン：YAMAHA 製 KT100SEC 限定（一切の改造禁止、市販状態とする。）
- ・エンジン型式：7YA / 7YB / 7YD / 7YE / 7YF / 7YG / 7YT / 7YU 型とする。
- ・キャブレター：WB3A / WB21 / WB33 とする。（一切の純正部品以外への改造・変更は禁止とする。）
- ・マニホールド：7YA-13585-00 とする。
- ・ジョイントキャブレター
*オレンジ色：787-13586-00 / 黒色：787-13586-01 の 26 φ mm
（公差±0.5 mm以下）ジョイント装着とする。
- ・ジョイントエアクリナー：7YF-14453-03 を装着すること。
- ・吸気消音器：2004CIK/FIA 公認タイプの新型吸気消音器の使用を認める。
（吸入口 23 φ mm以下）
- ・チェーン：#215 及び #219 どちらの使用も認めるものとする。
- ・タイヤ：BRIDGESTONE (BS) 製 ドライ SL-17 / ウェット SL-94
- ・ホイール：ドライ・ウェットホイール共
F135 mm以下・R215 mm以下とする。
- ・参加する小学生ドライバーはネックガードとリッププロテクターの着用は必備とし、中学生ドライバーは推奨とする。

第 49 条 APG SS / KT ENJOY / YAMAHA SUPER SS クラス

- ・格式：クローズド
- ※車両規定は SL 規定に準ずる。ただし APG SS / KT ENJOY クラスは「SL 全国大会 出場枠」から、除外される。

- ・参加資格：APG SS 中学生以上（当該年度）SL-B 以上
KT ENJOY 中学生以上（当該年度）コースライセンス以上
YAMAHA SUPER SS 30 歳以上（当該年度）SL-B 以上
- ・最低重量：APG SS 145 kg
KT ENJOY / YAMAHA SUPER SS 150 kg
- ・エンジン：YAMAHA 製 KT100SD・SC・SEC とする。
（中学 2 年生以下は SEC 限定、他は SEC 推奨とする。）
- ・エンジン型式：7YA / 7YB / 7YD / 7YE / 7YF / 7YG / 7YT / 7YU 型とする。
- ・キャブレター：WB3A / WB21 / WB33 とする。（一切の純正部品以外への改造・変更は禁止とする。）
- ・マニホールド：7YA-13585-00 とする。
- ・ジョイントキャブレター
*オレンジ色：787-13586-00 / 黒色：787-13586-01 の 26 φ mm
（公差±0.5 mm以下）ジョイント装着とする。
- ・ジョイントエアクリナー：7YF-14453-03 を装着。
- ・吸気消音器：2004CIK/FIA 公認タイプの新型吸気消音器の使用を認める。
（吸入口 23 φ mm以下）
- ・タイヤ：BRIDGESTONE (BS) 製 ドライ SL-17 / ウェット SL-94
- ・ホイールサイズ：ドライ・ウェットホイール共
F135mm 以下・R215mm 以下とする。

第 50 条 PRD AVANTI クラス

- ※2018 年度 PRD AVANTI 車両規定に準ずる。
- ・格式：クローズド
- ・エンジン：PRD RK125A AVANTI とし、一切の改造を禁止とし市販状態とする。
- *燃焼室：純正ガスケットの装着を義務づけます。スキッシュエリアは片側 1.3 mm 以下を確保する。
- *シリンダー：純正品シリンダーガスケットの装着を義務づけます。（厚さは最大 0.2 mm 以下とする。）
- *点火系統：純正の点火装置のみが使用できるものとする。又プラグコードも純正部品以外は禁止とする。
- *クラッチ：純正クラッチのみとする。
- *クラッチカバー：純正クラッチカバーの装着を義務付けるものとする。

- *吸気系統 : 純正キャブレターのみとする。(メーカー純正部品以外は使用禁止。)
 - メーカー : TILLOTSON 型式 : HL360A
 - (ストレーナーカバー・ニードルスクリュウ及び付随パーツは除く。)
 - 純正ローニードルを使用した開閉調整を可能にする為の加工は認め
ます。インタークフランジ(吸気消音器取付フランジ)は純正部品
以外の使用は禁止とする。リードグループは純正品以外の使用を認
めます。リードペダルは純正品の装着を義務付けます。
 - (純正品番 : PRD. RK. 125W. 048.1) AVANTI リードペダル
White とする。
- *インタークサイレンサー(吸気消音機器)
 - : 過去に CIK/FIA 公認(登録)された事のある吸気消音器か、PRD 純
正吸気消音器を取り付ける事を義務付とする。吸気口直径はインテ
ークサイレンサーの公認書に記載される口径とする。
 - ～03 インタークサイレンサー : 吸気口直径 22φmm以下
 - 04～インタークサイレンサー : 吸気口直径 23φmm以下
 - 04～サイレンサーには付属のフィルターを内蔵する事(公差につい
ては JAF 基準によります。)
- *排気系統 : エキゾーストパイプ・サイレンサー・サイレンサーエンドは純正品
以外の使用を禁止とします。(計測装置を取り付ける為の加工は認め
られます。)
- *純正部品以外の使用が認められているパーツは下記の通りとします。(ただし一般市
販とする。)
- ピストンサークリップ、スモールエンドベアリング、ビッグエンドベ
アリング、オイルシール、ケースベアリング、プラグキャップ、マ
フラーフレキシブルホース、キャブレターストレーナーカバー、フ
ランジガスケット、リードグループ、リードバルブガスケット、ニ
ードルスクリュウ及び付随パーツ、ボルト、ナット。
- 注) 2017 年よりリードペダルは純正部品以外の使用可禁止とする。
- ・シャーシー
 - *車両規定 : 2018 年 JAF 国内カート競技車両規則に準ずる。
 - *シャーシー : 一般市販されているフレームでリアアクスル径は 50φmm以下とする。
 - *最低重量 : 155 kg
 - *タイヤ : BRIDGESTONE (BS)製 ドライ SL-17 / ウェット SL-94
- ・その他の規則
 - *ガソリン : 「国内カート競技規則」第 18・19 条 に従った通常ガソリンスタン
ドのポンプから販売される無鉛ガソリンを使用すること。

- *エンジンオイル : CIK 公認実績があるオイルを推奨します。またそれ以外の添加物
は一切認められない。オーガナイザーは銘柄及び供給方法を指
定する場合がある。
- *検査 : ガソリン及びオイルについて、予告なく抜き打ちで検査(タンク
内の燃料を採取する等)を行う場合があります。この場合エン
トラントは必ずその指示に従わなければならない。
- *出場資格 : 18 歳以上(当該年度) / JAB 国内 B 以上 又は SL-B 以上
※過去 5 年(2013 年以降)の全日本カート選手権シングルランカ
ーは出場することができない。(KF1 / KF2 / KF / OK に限る。)

第 51 条 IAME REED JET クラス

- ・格式 : クローズド
- ・出場資格 : 18 歳以上(当該年度) / SL-B 以上又は JAF 国内 B 以上
- ・エンジン : IAME PARILA REED JET JPN-100cc とし、改造不可、キャブレター・
エキゾーストパイプ・点火装置(プラグ・プラグキャップを除く)を
含むエンジン本体がメーカー出荷状態であること。
- ・キャブレター : メーカー純正品 TILLOTSON 製 HL398A 又は HW33 A (改造・部
品交換禁止)
- ・マフラー : メーカー純正品(マフラーキャップも含む)に限る。
(キャップに IAME 刻印があるもの)改造禁止とする。
- ・シャーシー : YAMAHA 製 Super Winforce TIA WT-IV のみとする。
- ・タイヤ : DUNLOP(DL)製 ALL WETHER SL-98
- ・最低重量 : 150 kg

第 52 条 IAME X30 クラス

- ・格式 : 準国内「2018 年 地方カート選手権 統一規則」FS-125 部門に準ずる。
※「2018 年 X30 Challenge シリーズ規定」に準ずる。
- ・エンジン :
 - 1) IAME PARILLA X30 のみの使用として、一切の変更・改造は禁止される。
又全ての部品、取付は工場出荷状態からの変更は認められない。
 - 2) シリンダーヘッドの上面に「JAP」又は「JAN」の刻印があるものに限る。
 - 3) シリンダーガスケットはメーカー純正の 0.4mm (EBP-125045) のみの使用に限
る。メーカー純正オプションの 0.2mm (EBP-125046) は使用禁止とする。
 - 4) リードペダルはメーカー純正グラスファイバー製 0.3mm (X3011840) のみの使用
に限る。メーカー純正オプションのカーボン製 (F-1184-C/F-11841-C) は使用禁
止とする。

5) クラッチドラム、クラッチシューは X30 純正部品のみ使用に限る。

部品番号 クラッチドラム X30125550 又は X30125550A

クラッチシュー X30125840 又は X30125841

スターターギア X30125830 又は X30125831

6) ドライブsprocketは# 2 1 9チェーンサイズ用のみの使用にかぎる。

7) メーカー純正で使用できる部品は以下の通りとする。

オイルシール、ドライブsprocket、スモールエンドベアリング、ピックエンドベアリング、サークリップ、バランスシャフトベアリング 6005/6202、ボルト、ナット、ワッシャー、コンロットワッシャー、ケースベアリングは、ボールベアリングタイプのみとする。

・吸気系統

1) キャブレターは X30 純正部品の Tryton 製 HB27C (ベンチュリーの最大直径 26 φ mm 以下) または TILLOTSON 製 HW27A の使用を可能とし、改造は一切認められない。

2) メーカー純正以外で使用できる部品は下記の通りとする。

メタルダイアフラム、ポンプダイアフラム、ダイアフラムガスケット、インレットニードル&ガスケットメタリングレバー、メタリングレバーピン、インレットスプリング、ストレーナーカバー、ストレーナーカバーガスケット、ストレーナースクリーン、ニードルスクリューOリング、

3) インレットサイレンサー

X30 純正品 (10743 又は 10751-A) もしくは下記のもの使用を可能とする。

「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 8 条 21 (吸気消音器) に従った、

CIK/FIA 公認 (登録) のインレットサイレンサーの装着が義務付けられる。

ただし 1 つのチューブ径は下記のものに限る。

2003 年以前のモデルは 22 φ mm

2004 年以降のモデル (フィルター付) は 23 φ mm

なおインレットサイレンサー (吸気消音器) 本体の改造は禁止とされる。

・マフラー

1) 使用できるマフラーは当該エンジン指定のメーカー純正マフラー (マフラーキャップを含む) に限る。

2) マフラーキャップは IAME 刻印のあるものとし、改造は認められない。

3) メーカー純正以外で使用できる部品は以下の通りとする。

エキゾーストキャップジョイント (ジャバラ)、エキゾーストガスケット、エキゾーストスプリング、

4) エキゾーストパイプは修理と排気温度センサー取付の為に溶接は認める。

・ラジエターパーツ

1) ラジエター本体と取付ステーは下記のものに限る。

X30 標準ラジエター 350mm×198 mm (T-8000A)

X30 標準ラジエターサポート KIT (T-8133-C)

X30 純正オプション ラジエター 410mm×198mm (T-8000B)

X30 純正オプション ラジエターサポート KIT (T-8135-C)

※ただし補助ステー及びフレーム本体への取付ステーの銘柄は自由とする。

2) ウォーターポンプ、プーリーはメーカー純正部品の使用に限る。

3) サーモスタットは純正部品に限る。

4) サーモスタットの着脱は自由とする。

5) メーカー純正部品以外で使用できる物は下記の通りとする。

ラジエターホース、ウォーターポンプベルト (Oリング)、ウォーターポンプインナーパーツ (オイルシール、ベアリング)

・電気系統

1) 改造は一切禁止とする。

2) コントロールユニットは REV リミット 15500RPM のものに限る。(X30125930)

3) バッテリーの搭載方法はシャーシフレームの周辺、又はフロアに設置すること。

4) バッテリーボックスの銘柄は自由とする。

5) バッテリー搭載クランプはしっかり固定できるものであれば銘柄は自由とする。

6) プラグは一般市販状態のネジ山長 19 mm 以下のものに限る。プラグワッシャーも含めて市販状態とし、ネジ山長の変更禁止とする。

7) 下記の電装パーツは X30 純正部品のみ使用に限る。

ワイヤーハーネス X30125935-C 又は X30125935D-C

イグニッション SELETTRA X30125950 又は X30125952

スターターリレー X30125941 又は IFE-05200

ケーブルハーネスアダプター 2012-2013 変換用 X30125939

8) メーカー純正部品以外で使用できる物は下記の通りとする。

バッテリー、プラグ、プラグキャップ、コイルアースケーブル、

・タイヤ : DUNLOP (DL) 製 ドライ SL-9 / ウェット SL-W2

・最低重量 : X30 Junior 145 kg

X30 Senior 155 kg

※X30 Junior、0X30 Senior クラス共に参加台数が少ない場合は混走する場合があります。その際賞典は別とする。

第 12 章 保険金支給の規則

第 52 条 負傷時の受診義務

- ・大会期間中に負傷した場合、指定の病院にて診断を受けなければならない。受診していない場合は保険の適用から除外される。

第 53 条 支給される保険金

- ・補償項目 : 死亡・後遺障害 / 保険金額*500 万円
- ・死亡保険金: 傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金の金額。既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金を支払った金額を控除した残金となる。
- ・この保険の対象となる傷害事故が発生した場合には、東京海上日動火災保険までただちに連絡。ケガの状況や程度を書面で 30 日以内に通知する事、正当な理由なく通知のない場合は保険金が支払われないことがあります。
- ・後遺障害保険金
 - 【後遺障害】: 治療の効果が医学上期待されない状態であって、被保険者の身体に残された状態においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、又は身体の一部の欠損を言う。傷害を被りその直接の結果として事故発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その傷害に応じて、死亡・後遺障害保険金額に 4%~100%割合を乗じた金額。
- ・保険期間を通じて、合算して死亡保険金額が限度となる。
- ・入院保険金: 傷害を被り、その直後の結果として入院した場合、支払い対象となり「入院日数」は、180 日（支払限度日数）を限度とします。

第 54 条 保険金が支払われない場合

※次のようなことがらが生じた障害については、保険金が支払われない。

- 1) 被保険者や保険金受取人の故意、又は重大な過失によるケガ。
- 2) けんかや自殺行為・犯罪によるケガ。
- 3) 無免許運転・麻薬等を使用しての運転及び酒気帯び運転している間に生じたケガ。
- 4) むち打ち症・腰痛等で医学的 he 覚的所見のないもの。
- 5) 地震・噴火又はこれらによる津波・核燃料物質の有害な特性、戦争・内乱・暴動によるケガ。(テロ行為は除く。)

※この保険の対象となる障害事故が発生した場合には、東京海上日動火災保険までただちに連絡。ケガの状況や程度を書面で 30 日以内に通知する事。正当な理由なく通知の

ない場合は保険金が支払われない事があります。

※本大会は JKLA (日本カートランド協会) 加盟ランドが推奨する、SLO 安全協力会 (スポーツ安全保健) に加入する事を推奨します。